Deloitte.

本資料（参考和訳）は、Deloitteが2012年1月5日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

中核論点への取り組み：リスク分散及び保険金負債の割引

IFRS 4 フェーズ II アップデート

IASB・FASB 合同会議 –2011年12月

Francesco Nagari

2012年1月5日

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

目次

- 直近の合同会議での決定事項のハイライト
- 2011年11月30日に開催されたFASB単独会議と12月15･16日に開催された合同会議におけるスタッフ提案と両審議会の決定事項の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

審議会会議のハイライト –2011年12月15日･16日

IASBはポートフォリオの定義を取り除くことを決定 – 12月16日合同会議

– IASBは会計単位としてポートフォリオを使用する要求を取り除くことを決定した。

– この決定により、保険負債のリスク分散効果を測定するレベルは幅広く認められることになる。

保険金負債の割引 – 12月15･16日合同会議

– 重要な場合に保険金負債を割り引くという原則は承認された。

– 発生した日から12ヶ月以内に決済される保険金負債を割引前のベースで報告することを容認する実務的簡便法が導入されるだろう。

FASBは有配当契約について歩調を合わせる – 11月30日FASB単独会議及び12月15日合同会議

– FASBは、特定の有配当契約の保険負債は関連資産の帳簿価額を用いて測定されるべきであるという過日のIASBの決定に歩調を合わせた。

不利な契約 – 12月16日合同会議

– 過日の決定が、重要な変更なく確認された。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月16日
会計単位及びポートフォリオの定義に関連する論点

スタッフは、この極めて重要な議題について、包括的な議論を行うべく3つの書面を示した:

1. 議題資料7A/77A: ポートフォリオの定義
2. 議題資料 7B/77B: 会計単位 – 残余(またはシングル)マージン及び不利な契約
3. 議題資料7C/77C: 会計単位 – リスク調整

IASBの最終的な暫定決定を行うものと今後の合同会議でのテーマに延期するものとを導き出す必然性を正しく評価するためには、3つの書面の提案を理解することが重要である。

書面 7A/77A のスタッフ提案

スタッフは以下のように提案する:

a. 最終基準は、保険契約のポートフォリオを、以下を全て満たす保険契約である と定義する:
   (i) 類似したリスクに晒されている
   (ii) 類似の収益性予想を有する
   (iii) 単一のプールとして一体で管理される
b. 書面では、保険者が「類似したリスク」「類似の収益性予想」「一体で管理」という用語を解釈するための助けとなる適用指針を両審議会が追加することも提案されている。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月16日
会計単位及びポートフォリオの定義に関連する論点（続き）

書面7B/77B　のスタッフ提案

スタッフは以下を提案する：

a. 当初認識時の残余（またはシングル）マージンはポートフォリオレベルで算定されるべきである。

b. （IASBのみ）当初認識後の残余マージンはポートフォリオレベルで算定されるべきである。

c. 残余（またはシングル）マージンを特定の期の損益に配分するに際し、企業は以下の点で類似する契約を1つのポートフォリオにグループ化するべきである：

   i. 契約開始日；

   ii. 予想契約終了日

   iii. 残余（またはシングル）マージンの解放の予想パターン

d. 不利な契約テストは、（i）カバー期間前と（ii）保険料配分アプローチのいずれも、ポートフォリオレベルで実施されるべきである。

書面7C/77C　のスタッフ提案

スタッフは、その計算方法がリスク調整の全体的な目的を達成する限り、リスク調整を算定する際に用いられる会計単位は規定されるべきではないと提案する。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月16日
会計単位及びポートフォリオの定義に関連する論点（続き）

会議期間中にスタッフは、彼らが提案するアプローチによるデシジョンツリーの図解を含む追加の書面(7I/77I) を作成した。

会計単位：プロセス

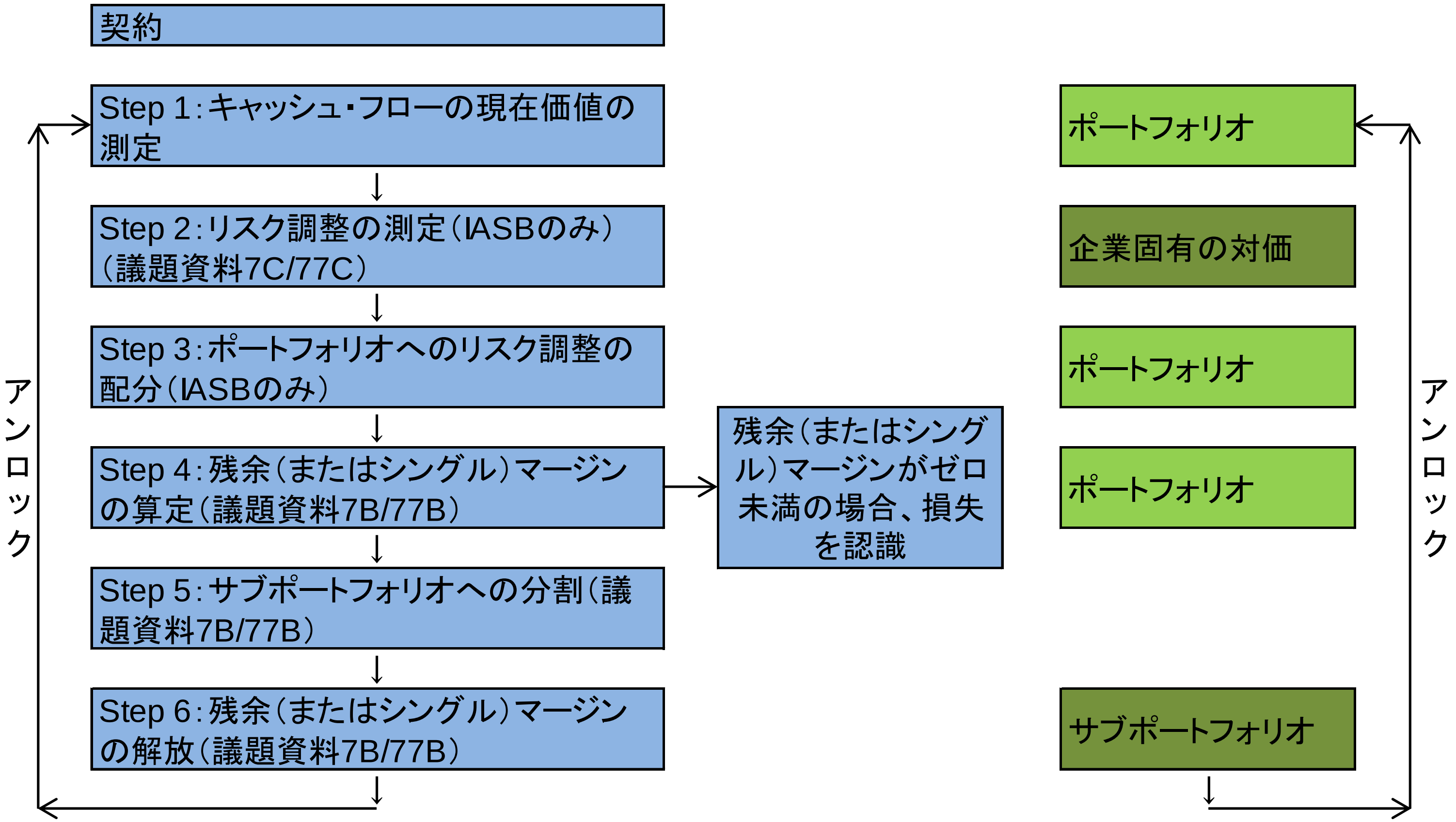

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月16日
会計単位及びポートフォリオの定義に関連する論点（続き）

議論

- IASBは書面 7C/77Cの提案を支持し、リスク調整負債をポートフォリオの定義に基づくことなく測定することを、9対6で決議した。
- スタッフはこの決定の論理的根拠を以下のように要約した。「リスク調整の目的は**特定の**保険者が最終的なキャッシュ・フローが予想を超過するリスクに晒されることに対して要求する対価を測定するものである。リスク調整の対価は**企業固有**の観点に基づくものであるため、対価の金額は保険者ごとに異なる。」
- われわれは、上記が2つの極めて重要な示唆を含むと考えている。:

1. 報告企業は、組成した相互に負の相関を有する異なるポートフォリオから生じる分散効果も織り込んだリスク調整を算定する（その相関関係がこれらの結合されたリスクに対して報告企業が要求する対価に影響を及ぼす場合）。
2. 報告企業「グループ」が個々の子会社レベルで捕捉できないさらなる分散効果をポートフォリオ間で享受している場合、リスク調整負債は連結財務諸表のレベルで異なる数値になりうる。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月16日
会計単位及びポートフォリオの定義に関連する論点（続き）

議論

- 書面 7A/77A 及び 7B/77Bの提案について激しい議論がなされた。
- これらはIASB･FASB双方の測定モデルに適用される。
- 両審議会の全体的な反応は、これらの提案の複雑性が会計処理プロセスを過度に技術的にするように思えるということだった。
- 特に、両審議会は、保険契約をその収益性予想に基づきグルーピングする規準に否定的であり、この提案を撤回するよう求めた。
- とはいえ、予想インフローの期待現在価値が将来アウトフローの期待現在価値（IASBのモデルではリスク調整を加える）を超過する部分は、目的適合性があり信頼しうる情報をもたらすように配分される必要があることは認識されていた。
- 両審議会は、少なくとも以下の点を考慮して契約を集約することを認めることを前提に、今後の会議でこの論点に戻ることを決定した:
  - 契約の境界線に基づく経済的なデュレーション　及び
  - リスクの性質とそのリスクからの解放のパターン

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月15･16日

発生保険金に係る負債の割引 *(paper 7H/77H)*

スタッフ提案は以下を含む:

1. 割引の影響が重要な場合には発生保険金に係る負債の割引を要求するという、両審議会の過日の決定を確認する。
2. 発生保険金に係る負債の割引の影響が重要ではない場合を決定する追加の指針を提供しない。
3. 保険料配分アプローチを適用する契約については、発生日から12ヶ月以内に支払われると見込まれる発生保険金の割引を要求しない。但し保険者は、影響が重要な場合、発生日から12ヶ月超経過後に支払われると見込まれる発生保険金を割り引くべきである。

議論

- 両審議会はこの重要論点を2日間にわたり議論した。
- 1日目、両審議会は、発生保険金の割引を要求する決定、及びこの重要性判定に当たっては全てのIFRS及びUSGAAPに適用される通常の重要性評価の影響を受けることを、全員一致で確認した。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月15･16日
発生保険金に係る負債の割引 (paper 7H/77H)（続き）

議論（続き）

- IASBの議長は、Hub Global Insurance Groupが、IASB･FASB議長宛のレターで、この論点について十分な手続が踏まれていないことを理由に、書面7H/77Hを取り消すよう提案してきたことを報告した。両議長は受け取った提案を却下するという結論を述べた。
- 両審議会は、割引の要求を確認する決定の論理的根拠を以下のように要約した:
  - 貨幣の時間価値は経済的実態の一部であり、割引前の保険金負債は信頼性の低い測定値である
  - 現在利用可能な保険金負債についての割引前の情報の全ては、10年間のロスディベロップ表の中で今後も財務諸表に開示され続ける。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月15･16日
発生保険金に対する負債の割引 (*書面 7H/77H*)（続き）

議論（続き）

- 2日目の議論で両審議会は、保険金負債の会計処理における重要性の概念についての追加の指針を提供しないことを全員一致で承認した。
- 3つ目の提案についての議論では、重要性の指針を提供しないという決定による影響を部分的に緩和することにつながる、保険料配分アプローチ（PAA）で測定されるポートフォリオから生じる保険金負債に対する簡便法が検討された。
- 議論の最後に、両審議会はこの提案を全員一致で承認した。われわれは、この決定の適用についての実務上のポイントを以下のように理解した:
  – 議論で確認されたのは、この簡便法が利用可能なのはPAAで測定される契約のポートフォリオに対してのみである。
  – 発生から12ヶ月を超えて決済されると見込まれる保険金は、簡便法が利用可能なポートフォリオの一部であっても、常に割引が要求される。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月15日

FASBは有配当契約について歩調を合わせる

スタッフは、共同作業の進捗状況を要約し再確認するため、この点に関する3つの書面を示した。

1. 議題資料7E/77E: 有配当契約の測定:これまでの経緯
2. 議題資料7F/77F: 保険契約に組み込まれたオプション及び保証
3. 議題資料7G/77G: 将来の契約者に対して支払うことを既存契約が要求するｷｬｯｼｭ・ﾌﾛｰ

最後の2つの書面のみが、これまでの暫定決定及びED・DPに含まれていた提案を実質的に確認し合同会議での決定に導くものである。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月15日
FASBは有配当契約について歩調を合わせる（続き）

FASBの決定（11月30日）

- FASBは特定の有配当契約について、同じ議題についてIASBがすでに出した結論に歩調を合わせるという結論に達した。
- これらの契約は、裁量権のない業績連動の有配当性を有する（保険者の資産の運用成績に全部または一部が契約上依存する）ものである。
- 合同会議で両審議会は、これらの性質に関連する負債は資産の帳簿価額を反映する方法で測定され、資産の表示を反映する方法で表示するという、両者一致した決定を承認した。
- このアプローチは、資産・負債間の会計上のミスマッチの一部を除去することを可能にする。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月15日

FASBは有配当契約について歩調を合わせる（続き）

オプションと保証の会計処理の確認

- 「裁量権のない業績連動の有配当性」についての結論の重要性に鑑み、スタッフはこれらの有配当性及び他の保険契約に組み込まれたオプション及び保証に適用される会計処理を確認することを計画していた。
- 両審議会は以下の点を全員一致で確認した:

  「保険契約に組み込まれたオプション及び保証が、金融商品の規定を適用する際にデリバティブとして別個に会計処理されない場合は、保険契約の義務の全体の中で、現在の市場整合的な期待値アプローチを使用して測定するべきである」

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月15日

FASBは有配当契約について歩調を合わせる（続き）

オプションと保証の会計処理の確認（続き）

- この点を踏まえて、「裁量権のない業績連動の有配当性」を有する契約の最終的な測定値は以下のような方法によって達成しうる点を両審議会が明確化したことを記録しておくことは有用である:

1. 会計上の評価額に反映されない（例：償却原価で測定される場合）資産価値の変動を除去するようなビルディング・ブロック・アプローチ（前述のオプション及び保証の期待値を含む）を開発する。 または
2. 負債の現在履行価値と裏付け資産の評価額との間の差異を除去するように、「通常の」ビルディング・ブロック・アプローチを調整する。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月15日
FASBは有配当契約について歩調を合わせる（続き）

有配当ファンドから生じる剰余の配分の明確化

- EDはB61項（j）で、保険契約の現在履行価値を測定する際に考慮しなければならないキャッシュ・フローについて以下のように規定している:

  「保険契約者が保険契約ポートフォリオ又は資産プールの業績に参加することを可能にする契約上の有配当性（規制又は法律上の規定により契約で暗示されているものを含む）の結果としての、現在又は将来の保険契約者への支払」

- 両審議会はこの要求の性質を明確化し、裁量権のない業績連動の有配当性のような契約上の義務は、現在または将来いずれの契約者に支払われるか分からないという事実にかかわらず、保険者にとっての負債をもたらす義務を生み出すことを、全員一致で承認した。
- この決定は、有配当ファンドから生じる剰余の会計処理という悩ましい議題を遠ざけるものと思われる。
- 但しこの決定は、帰属先の契約が消滅してしまった資産（inherited or orphan estates）のような、必ずしも現在または将来の契約者に配分されない剰余の会計処理には対応していない。

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

会議の詳細な説明 – 12月16日

不利な契約

過日の決定の確認と短期契約についての議論の延期

- スタッフは、提案に関する幅広い合意のきっかけとなる書面7D/77Dを作成したが、短期契約から生じる保険金負債についての簡便法がスタッフの分析に十分に反映されていなかったため、今後の会議で議論する必要があるという認識がなされた。
- 議論の最後に、両審議会が記録した公式な決定には以下のものが含まれる:

1. EDで提案された不利な契約の定義の確認
2. （全ての細部までは定義されていないが）不利な契約テストの実施は特定の事実及び環境の存在にリンクするという暫定決定の確認
3. カバー期間前についても上記1・2で示されたのと同じアプローチを用いて不利な契約テストが実施されることの必要性の確認

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

今後の日程及び次のステップ

- 直近合同会議（12月16日～20日）後の2週間は休暇シーズンであるため、活動予定はない。
- 保険契約についての次回の合同会議は1月25～27日と予想される
- FASBは1月11･18日に教育セッションを開催する
- 1月の議論で取り上げられる可能性のある論点は短期契約の適格性規準
- 次回のIWG（保険ワーキンググループ）は2012年3月の後半の開催の可能性が高い。
- IASBの作業計画表が、FASBの作業計画表にあわせるように若干改訂された:
  - 2012年第2四半期（以前のバージョンでは2012年前半とされていた）にレビュードラフトまたは再公開草案（IASB）を公表
  - 2012年前半にED（FASB）を発行
  - 2013年に会計基準を最終化

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

コンタクトの詳細

Francesco Nagari
Deloitte Global IFRS Insurance Leader
+44 20 7303 8375
fnagari@deloitte.co.uk

Link to **Deloitte IFRS Insurance materials:**
http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm

Insurance Centre of Excellence:
insurancecentreofexc@deloitte.co.uk

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential

This document is confidential and prepared solely for your information. Therefore you should not, without our prior written consent, refer to or use our name or this document for any other purpose, disclose them or refer to them in any prospectus or other document, or make them available or communicate them to any other party. No other party is entitled to rely on our document for any purpose whatsoever and thus we accept no liability to any other party who is shown or gains access to this document.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of Deloitte Touche Tohmatsu ('DTT'), a Swiss Verein, whose member firms are legally separate and independent entities. Please see www.deloitte.co.uk¥about for a detailed description of the legal structure of DTT and its member firms.

© 2012 Deloitte LLP. Private and confidential